

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第80号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

(沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年沖縄県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正されることに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

ある。

これが、この条例案を提出する理由である。